

# 福岡県公報

平成 二十四年十一月十六日  
第 三 千 四 百 四 十 七 号  
増 刊  
①

## 目 次

規 則 (第五十三号)

○製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

(保健衛生課) ……………

## 規 則

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成 二十四年十一月十六日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第五十三号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則(昭和四十二年福岡県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

様式第五号を次のように改める。

様式第5号(第6条関係)

製菓衛生師免許申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 (印)  
電話番号

下記により、製菓衛生師の免許証の交付を受けたいので、関係書類及び手数料を添えて申請します。

記

本 籍 地 (外国人の場合は国籍)	都・道・府・県 (国籍)		
現 住 所			
ふ り が な 氏 名	性 別	男 ・ 女	
生 年 月 日	年 月 日生		
合 格 年 月 日 合格した都道府県	年 月 日(合格証書の日付) 都・道・府・県知事施行製菓衛生師試験合格		
製菓衛生師法第8条の規定による免許の取消処分を受けたことの有無 ※「有」のときは、処分をした都道府県名、処分年月日及び処分の理由	有 ・ 無 ※有の場合 都道府県名： 年 月 日： 理 由：		

添付書類

- (1) 「戸籍抄本」、「戸籍謄本」、「住民票の写し(本籍地又は住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等の記載があるもの。ただし、本籍のない者及び本籍が明らかでない者にあつては、その旨が記載されたもの。)」のいずれか一つ  
(出入国管理及び難民認定法第19条の3各号のいずれかに該当する者は、旅券その他の身分を証する書類の写し)
- (2) 麻薬、あへん、大麻及び覚せい剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書  
(診断の日から1か月以内のもの)
- (3) 製菓衛生師試験に合格をしたことを証する書類  
※ 上記の書類は、原本を提出すること。ただし、(3)の書類が「合格証書」である場合は、原本提示の上、コピーの提出も可とする。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。